

今江まさひこ

ご意見をお寄せください

事務所 〒523-0837
近江八幡市大杉町30番地1
TEL (0748)36-5788
FAX (0748)36-5794
http://www.m-imaie.com



今江まさひこのプロフィール

1954年6月29日生まれ（満63歳）
県立彦根東高等学校、同志社大学法学部卒業後、近江八幡市職員となり、議事事務局次長、秘書広報課長を歴任。
2007年4月滋賀県議会議員に初当選。（現在3期目）
この間、総務・政策常任委員長、防災・エネルギー対策特別委員長、関西広域連合議会議員などを歴任。

委員会報告

「文教・警察常任委員会報告」

当委員会では、

- ①全国学力・学習状況調査の結果について
- ②新学習指導要領の改訂について
- ③不登校、いじめ防止対策の推進について
- ④特別支援教育の充実について
- ⑤学校における働き方改革について
- ⑥これからの県立図書館のあり方について
- ⑦県立学校のエレベーターやエアコンの設置、トイレの整備などの施設整備について
- ⑧うみのこ新船について

など教育現場の多岐にわたる課題について審査をしました。多くの子どもたちが琵琶湖で環境学習をするうみのこの新船は平成30年度から就航する予定です。



内装工事が進められているうみのこ新船です。

「地方創生・しがブランド推進対策特別委員会報告」

当委員会では地方創生事業や総合戦略の進捗状況の点検、地場産業などから生み出されるびわ湖ブランドの推進、昨年10月、東京日本橋にオープンした情報発信拠点「ここ滋賀」の運営状況などについて参考人招致や現地調査を重ねて審査しました。とりわけ多くの県民の皆さんが期待を寄せる「ここ滋賀」については運営会社の担当者や東京本部の職員から逐一運営状況を聴取しながら、改善に向けた提言を行ってまいりました。今後は来館者数や売り上げなどの目標達成のみならず、情報発信拠点としての機能を十分発揮して滋賀の魅力を日本全国から海外へも発信されるように求めました。



委員会の参考人招致で「ここ滋賀」に関わる事業所の皆さんからご意見を伺いました。

県民一人ひとりが輝ける 健やかな滋賀の実現のために

「健康しが」推進や「新しい豊かさ」の創造に向けての取り組みを推進するための平成30年度当初予算が2月定例会議において成立しました。この予算の基本的な考え方は、

- ① だれもが健康で活躍する社会づくり
- ② 若者の希望を叶える社会づくり
- ③ 新たな価値の創造・発信
- ④ 琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生という4つの視点で総合戦略の19のプロジェクトを推進していくものです。

当初予算の総額は一般会計で5369億円であり、昨年比で26億円の増額となっています。今回の予算はプライマリバランス（基礎的財政収支）が5年連続黒字という持続可能な財政基盤を確立したうえで、一歩踏み込んだ「行財政改革」の取り組みを進めながら、県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀を実現するための予算です。三月県政一期目の総括と次なる挑戦のための予算として大いに期待しているところです。

ご承知のように現在滋賀県の平均寿命は男性が全国一位、女性も全国四位になり、全国から長寿県として大きな関心が寄せられています。そして、心身ともに自立し、健康的に生活できる期間である健康寿命では男女とも全国一位という統計結果もあります（東京大学大学院研究による）。こうした背景のもと新年度予算においては「人の健康」「自然の健康」そして「社会の健康」が大きなポイントとなっていますが、来年度は特に「社会の健康」を守るために全力で取り組んでいきます。

滋賀県ではこれまで社会保障制度に基づく施策にしっかりと取り組み、独自には淡海子ども食堂に対する支援や、若者の就労促進、障害者福祉、生活困窮者の自立支援などに取り組んでまいりました。新年度においてはこうした取り組みに加えて、こどもの笑顔はぐくみプロジェクトの推進やひとり親家庭の自立に向けた就労や生活等の総合的なサポート体制の構築などを図り、世代を問わず、すべての人が輝き、互いに支え合える社会を目指して参ります。

当初予算案の規模

	予算額	対前年度当初予算比	
		金額	比率
一般会計	5,369億円	+ 26億円	+ 0.5%
特別会計（※1）	2,758億円	+ 1,092億円	+ 65.6%
企業会計（※2）	726億円	▲ 30億円	▲ 4.0%

※1 平成30年度から国民健康保険事業特別会計を新設しています。
※2 企業会計は、収益的支出および資本的支出の合計を示しています。

働き方改革について

過酷な労働環境が原因で将来のある若い女性が自殺された事件以来、長時間労働が社会問題となっています。一昨年に滋賀県庁において年間1000時間以上時間外勤務をしている職員が多数いることが指摘され、また地方機関においても36協定に違反して時間外勤務をしている事業所があり、労働基準監督署からは是正勧告を受けていたことが明らかになりました。こうした背景のもと現在国や県ではそれぞれ働き方改革に取り組んでいます。

国では昨年3月に具体的な働き方改革の行動計画を発表し、現在開会中の通常国会でそのための法改正を予定していましたが、裁量労働制に関して厚労省から示された時間外勤務のデータの課題点が発覚しました。また、時間外手当を支払わなくてもよい「高度プロフェッショナル制度」の導入については対象範囲の拡大などが懸念されます。これらはまさに「働き方改革」ではなく「働かせ方改革」ではないか、という批判を招くものです。正しい働き方改革の推進のためには対症療法的な施策だけでなく、労働基準法をはじめとする労働法制全体の見直し改正が重要です。一億総活躍するだけでなく一億総安心を感じ取れる社会を構築するためにもすべての人がそれぞれ自己実現できるようにワークライフバランスの考えが県民の皆さんや企業などに定着することが必要です。

滋賀県では県庁における働き方改革だけでなく、学校における働き方改革にも取り組んでいます。教職員が健康でいきいき働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために新年度予算ではスクール・サポート・スタッフ配置支援事業や部活動指導員配置促進事業を新たに設けるなど、教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進していきます。

働くことによって自分や家族の人生を豊かにし、同時に共生型の社会を実現しようとするのが重要であり、公正な労働条件を確立するため雇用形態にかかわらず均等待遇が確保されることや長時間労働の是正、誰もが安心して働くことができる労働環境整備により新年度においても「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指して参ります。